

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第42号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収納の特別の取扱い) 第34条の2 略</p> <p>(1)～(5) 略 <u>(6) 第193条の規定により督促を行い、同条第2項の規定により指定された納期限までに履行されなかった債権（前各号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>2 略</p> <p>(振替払出証書等の準用) 第44条 略</p> <p><u>(指定代理納付者による歳入の納付)</u> 第44条の2 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者の指定をしようとするときは、当該指定代理納付者が取り扱う歳入の種類を定めて会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>(収入事務受託者への証書の交付) 第45条 略</p> <p><u>(滞納処分職員及び徴収職員の設置等)</u> 第191条 債権管理者の事務を分掌させるため、必要と認める課又は所に滞納処分職員を置く。 2 債権管理者の事務を補助させるため、徴収職員を置く。 3 滞納処分職員及び徴収職員は、知事の補助機関である職員のうちから、</p>	<p>(収納の特別の取扱い) 第34条の2 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第28条の規定による納入の通知をした次に掲げる歳入について、現金又は証券の納付を受けることができる。 (1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(振替払出証書等の準用) 第44条 略</p> <p>(収入事務受託者への証書の交付) 第45条 略</p> <p>第191条 削除</p>

知事が命ずる。この場合において、辞令を用いず、身分証明書の交付により、滞納処分職員又は徴収職員に命じられたものとする。

4 債権管理者は、地方自治法第231条の3第3項の規定による地方税の滞納処分の例により処分する事務を滞納処分職員に委任する。

5 第3項に規定する身分証明書は、滞納処分職員にあつては身分証明書（第69号様式の2）、徴収職員にあつては身分証明書（第69号様式の3）とする。

6 滞納処分職員及び徴収職員は、その職務を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(強制執行の手続)

第194条 債権管理者は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について前条の規定により督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第199条の措置をとる場合又は第200条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

別表第2（第5条関係）

左欄	右欄
略	
警察本部会計課の出納員	公安委員会及び警察本部長の所掌に係る行政文書の公開の手数料並びに個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用（以下「行政文書公開手数料等」という。）の収納 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の収納 第34条の2第1項第6号に掲げる債権（警察本部の所掌に係るものに限る。）の収納 警察本部の所掌に係る物品の出納及び保管
略	

別表第3（第5条関係）

(強制執行の手続)

第194条 債権管理者は、債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について前条の規定により督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第199条の措置をとる場合又は第200条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

別表第2（第5条関係）

左欄	右欄
略	
警察本部会計課の出納員	公安委員会及び警察本部長の所掌に係る行政文書の公開の手数料並びに個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用（以下「行政文書公開手数料等」という。）の収納 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の収納  警察本部の所掌に係る物品の出納及び保管
略	

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	略	
	総務学事課の収入取扱員	略
	税務課の収入取扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金（子育て支援課の収入取扱員が収納するものを除く。）、老人・障害者居室等整備資金の償還金（健康福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。）及び第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納
	県民活動・男女共同参画課の収入取扱員	略
	略	
	健康福祉総務課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち健康福祉総務課の所掌に係るもの及び老人・障害者居室等整備資金の償還金（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納
	略	
	子育て支援課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち子育て支援課の所掌に係るもの及び児童扶養手当の過誤払による返納金（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納
	略	
住宅課の 出納員	税務課の収入取扱員	住宅課の所掌に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納（出納員及び住宅課の収入取扱員が収納するものを除く。）
	住宅課の収入取扱員	住宅課の所掌に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）

左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	略	
	総務学事課の収入取扱員	略
	略	
	県民活動・男女共同参画課の収入取扱員	略
	略	
	健康福祉総務課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち健康福祉総務課の所掌に係るもの及び老人・障害者居室等整備資金の償還金の収納
	略	
	子育て支援課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち子育て支援課の所掌に係るもの及び児童扶養手当の過誤払による返納金の収納
	略	
住宅課の 出納員	住宅課の収入取扱員	住宅課の所掌に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納（出納員が収納するものを除く。）

警察本部 会計課の 出納員	略	く。)
所の出納 員（県外 出納員を 除く。）	税務課の収入取 扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権 の収納（出納員及び高松港管理事務所 の収入取扱員が収納するものを除く。）
小豆総合 事務所の 出納員	税務課の収入取 扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡 婦福祉資金の償還金の収納（小豆総合 事務所の収入取扱員が収納するものを 除く。）
	小豆総合事務所 の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡 婦福祉資金の償還金（税務課の収入取 扱員が収納するものを除く。）並びに 家畜人工授精用精液の売却代金の収納
略		
東讃保健 福祉事務 所の出納 員	税務課の収入取 扱員	東讃保健福祉事務所の母子福祉資金及 び寡婦福祉資金の償還金の収納（出納 員及び東讃保健福祉事務所の収入取扱 員が収納するものを除く。）
	東讃保健福祉事 務所の収入取扱 員	東讃保健福祉事務所の水質検査の手数 料、抑留犬返還手数料及び抑留犬飼養 管理手数料、引き取った犬又は猫の返 還手数料及び引き取った犬又は猫の飼 養管理手数料並びに母子福祉資金及び 寡婦福祉資金の償還金の収納（出納員 及び税務課の収入取扱員が収納するも のを除く。）
中讃保健 福祉事務 所の出納 員	税務課の収入取 扱員	中讃保健福祉事務所の母子福祉資金及 び寡婦福祉資金の償還金の収納（中讃 保健福祉事務所の収入取扱員が収納す るものを除く。）
	中讃保健福祉事	中讃保健福祉事務所の母子福祉資金及

警察本部 会計課の 出納員	略	
小豆総合 事務所の 出納員	小豆総合事務所 の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡 婦福祉資金の償還金並びに家畜人工授 精用精液の売却代金の収納
略		
東讃保健 福祉事務 所の出納 員	東讃保健福祉事 務所の収入取扱 員	東讃保健福祉事務所の水質検査の手数 料、抑留犬返還手数料及び抑留犬飼養 管理手数料、引き取った犬又は猫の返 還手数料及び引き取った犬又は猫の飼 養管理手数料並びに母子福祉資金及び 寡婦福祉資金の償還金の収納（出納員 が収納するものを除く。）
中讃保健	中讃保健福祉事	中讃保健福祉事務所の母子福祉資金及

	務所の収入取扱員	び寡婦福祉資金の償還金の収納(税務課の収入取扱員が収納するものを除く。)
西讃保健福祉事務所の出納員	税務課の収入取扱員	西讃保健福祉事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納(西讃保健福祉事務所の収入取扱員が収納するものを除く。)
	西讃保健福祉事務所の収入取扱員	西讃保健福祉事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納(税務課の収入取扱員が収納するものを除く。)
略		
高松港管理事務所の出納員	高松港管理事務所の収入取扱員	高松港港湾施設使用料の収納(出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。)
略		

福祉事務所の出納員	務所の収入取扱員	び寡婦福祉資金の償還金の収納
西讃保健福祉事務所の出納員	西讃保健福祉事務所の収入取扱員	西讃保健福祉事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納
略		
高松港管理事務所の出納員	高松港管理事務所の収入取扱員	高松港港湾施設使用料の収納(出納員が収納するものを除く。)
略		

第69号様式（付表）（第180条関係） 略

第69号様式の2（第191条関係）

(表面)

8.5センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写  真	所 属 職 名 氏 名 債 権 名
------------	----------------------------

5.5センチメートル

上記の者は、地方自治法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分  
の例により処分をする職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

(裏面)

地方自治法（抜粋）

(督促、滞納処分等)

第231条の3 略

2 略

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料  
その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者  
が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない  
ときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、  
地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれ  
らの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4～11 略

香川県会計規則（抜粋）

(滞納処分職員及び徴収職員の設置等)

第191条 略

2～5 略

6 滞納処分職員及び徴収職員は、その職務を行うに当たっては、身分証明書  
を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第69号様式（付表）（第180条関係） 略

(表面)

8.5センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写
真

所 属  
職 名  
氏 名  
債 権 名

5.5センチメートル

上記の者は、地方自治法施行令第171条の2の規定により同条各号に掲げる措置をする職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

(裏面)

地方自治法施行令（抜粋）

(強制執行等)

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

香川県会計規則（抜粋）

(滞納処分職員及び徴収職員の設置等)

第191条 略

2～5 略

6 滞納処分職員及び徴収職員は、その職務を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。